

第14回 定時株主総会資料 (電子提供措置事項のうち交付書面省略事項)

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

株主資本等変動計算書

個別注記表

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

第14期 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

株式会社ココルポート

新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

- (1) 名称 太陽有限責任監査法人
- (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,980千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,980千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。なお、報酬等の額には消費税等が含まれております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- (3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が

選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去 2 年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3 か月（2024年 1 月 1 日から同年 3 月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3 か月（2024年 1 月 1 日から同年 3 月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

なお、監査役会は、上記監査法人から、上記改善命令に関する業務改善計画（2024年 1 月31日金融庁提出）に基づく品質管理体制の整備の進捗並びに運用状況について報告を受け、再発防止に向けた改善の取組みが着実に実施されていること、また当社に対する監査業務は適正かつ厳格にされていることを評価し、同監査法人による継続的な監査を行うことが妥当と判断いたしました。

(6) **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

(7) **補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) **業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要**

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 全ての取締役及び使用人が、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任を達成するため、「法令遵守規程」その他関連社内規程を整備の上、その周知徹底を図る。
 - ・ 市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。
 - ・ 取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ・ 監査役は、内部監査担当者、会計監査人と連携しつつ、法令等が定める権限を行使し、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査する。また、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
 - ・ 内部監査担当者は、監査役、会計監査人と連携しつつ、「内部監査規程」に基づきコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。
 - ・ 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置するとともに、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みとして、「内部通報規程」を備え、これを周知し、運営する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、取締役及び監査役が必要

- に依じていつでも閲覧可能な状態を維持する。
- ・「情報システム管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」、及び「個人情報取扱規程」を定め情報資産の保護、管理を行う。
 - ・「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」に基づき内部情報管理責任者を選定し、インサイダー情報の未然流出防止体制を整備する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
 - ・「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの迅速かつ適切な対応を可能とする管理体制の整備、リスク顕在化時の対応等を行う。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、毎月定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
 - ・取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。
 - ・取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。
- f. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮・命令に服し、当該使用人の人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議し、これを決定する。
- g. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

- h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査役に報告する。
 - ・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- i. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。
- j. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- k. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
 - ・監査役が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役社長は監査役との定期的な意見交換の場を設けるとともに、内部監査担当者は監査役と情報を共有し、連携を保つよう努める。
 - ・監査役は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

当該事業年度において、取締役会を13回開催し、経営方針及び経営戦略等の経営に関する重要事項の審議・意思決定を行うとともに、各議案について十分な審議と取締役の業務執行状況の報告が行われ、取締役の業務執行状況の監督を行いました。

② 監査役の職務執行について

監査役会は14回開催されました。各監査役は開催された全ての監査役会及び取締役会への全員出席や、常勤取締役との定期的な情報交換等を行い、取締役の業務執行の監査、内部統制システムの整備運用状況を確認し、健全な経営と効率的運用を行うための助言を行っています。

③ 内部監査の実施について

内部監査室は監査役会と連携しながら、当社全事業所及び本社全部署を対象として半期に1度ずつ内部監査を実施し、定期的に代表取締役社長に報告しました。

④ コンプライアンスに対する取組みについて

コンプライアンス意識の醸成及びコンプライアンス行動の徹底を図るため、常勤役員全員、部長職全員が出席するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、経営チェック機能の強化に努めました。

⑤ 内部通報窓口の設置について

公益通報者保護法に基づいた「内部通報・相談窓口」を設置し、不正行為等の早期発見と是正に努めております。通報窓口は「社内の通報・相談窓口」「社外の通報・相談窓口（顧問弁護士事務所）」「常勤監査役」「内部監査責任者」「社外監査役」としております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から)
(2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 計 合	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 計 合	その他利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 計 合			
当 期 首 残 高	563,286	380,161	705	380,866	1,405,761	1,405,761	△214	2,349,700	2,349,700
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	13,329	13,329		13,329				26,658	26,658
当 期 純 利 益					561,980	561,980		561,980	561,980
自 己 株 式 の 取 得							△84	△84	△84
当 期 変 動 額 合 計	13,329	13,329	－	13,329	561,980	561,980	△84	588,554	588,554
当 期 末 残 高	576,615	393,490	705	394,196	1,967,741	1,967,741	△298	2,938,255	2,938,255

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 5年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

常勤取締役に対する業績連動報酬の支払いに備えるため、常勤取締役に対する当該業績連動報酬の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、障害者総合支援法に基づく、就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス及び自立訓練（生活訓練）サービスの提供を行っております。顧客へのサービス提供時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(6) 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、当社は免税事業者であるため、税込経理方式により処理しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	貸借対照表計上額	左記のうち事業用固定資産
有形固定資産	425,670千円	414,774千円
無形固定資産	8,851千円	一千円

	損益計算書計上額	左記のうち事業用固定資産
減損損失	37,433千円	37,433千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、指定障害福祉サービス事業を営むために事業用固定資産を保有しております。当社は、事業所を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、減損の兆候がある事業所について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上することとしております。また、除却予定資産については、代替的な投資の有無を考慮し、グループ単位を設定しております。

事業所の継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは、常勤取締役が稟議書で決裁しており、取締役会で承認された中期経営計画と重要な乖離がないこと、中期経営計画設定以降の事業年度にかかる将来キャッシュ・フローが市場の状況を加味して妥当性があることを確認しております。

当該見積りは、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、減損損失認識要否の判定及び測定される減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 資産除去債務

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

資産除去債務 230,120千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の本社オフィス及び事業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務につき、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積り、賃貸借期間に応じた国債利回りを使用して割引後の資産除去債務の金額を計算しております。

有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローは、過去における類似の特性を有する拠点の資産で発生した原状回復工事の実績額、除去サービスを行う業者など第三者からの情報、不動産賃貸借契約開始時の原状回復工事見積金額等に基づき、見積り計算を行っております。

当該見積りは、原状回復費用の発生事実に基づき経営者による最善の見積りによって行っておりますが、経済状況や市況による工事単価の変動、想定していない工事の発生等により、実際に生じた工事金額が見積り金額と異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する資産除去債務の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、事業所の退去時に必要とされる原状回復費用に関して、工事費の上昇等の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

その結果、一部の事業所において、この見積りの変更による増加額（24,667千円）を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 255,476千円

有形固定資産の減損損失累計額 32,183千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	700,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	700,000千円

7. 損益計算書に関する注記

(固定資産の減損損失に関する注記事項)

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位：千円)

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失 額
事業所	建物附属設備 工具、器具及び備品 敷金及び保証金	大阪府等	37,433

(1) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生じる損益が継続してマイナスの事業所について、今後も収益改善の可能性が低いと判断した事業所について、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額37,433千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(2) 減損損失の内訳

(単位：千円)

種 類	減 損 損 失 額
建物附属設備	30,568
工具、器具及び備品	1,614
敷金及び保証金	5,250

(3) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により算定しており、使用価値がマイナスのため、回収可能価額を零として算定しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	3,695,550株
------	------------

- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	93株
------	-----

- (3) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	173,686千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	47円
④ 基準日	2025年6月30日
⑤ 効力発生日	2025年9月22日

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	74,000株
------	---------

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

a. 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要と認められる場合は、主として銀行借入により資金調達する方針であります。資金運用については、短期的かつ安全性の高い金融資産を中心として運用する方針であります。デリバティブは、主に金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

b. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、不動産賃貸借契約によるものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に係る資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後1年以内であります。

c. 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項（2025年6月30日現在）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)	敷金及び保証金（※2）	292,562	266,342	△26,219
	資産計	292,562	266,342	△26,219
(1)	リース債務 （1年内返済予定のリース債務含む）	1,666	1,661	△4
	負債計	1,666	1,661	△4

（※1）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金、「売掛金」、「未収入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）貸借対照表計上額及び時価には、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用）の未償却残高が28,742千円含まれております。

（注） 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,728,119	—	—	—
売掛金	1,158,862	—	—	—
敷金及び保証金	—	66,795	223,183	2,583
合計	2,886,981	66,795	223,183	2,583

（注） 2. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	1,666	—	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	266,342	—	266,342
資産計	—	266,342	—	266,342
リース債務 （1年内返済予定のリース債務含む）	—	1,661	—	1,661
負債計	—	1,661	—	1,661

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、そのキャッシュ・フローを国債利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

② リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	37,260千円
税務上の繰延資産	9,365千円
敷金償却	12,648千円
資産除去債務	71,797千円
未払事業税	14,127千円
減損損失	11,634千円
役員賞与引当金	3,655千円
その他	8,361千円
繰延税金資産合計	168,851千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△51,636千円
繰延税金負債合計	△51,636千円
繰延税金資産の純額	117,214千円

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

	金額（千円）
主要な財又はサービス	
就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス	5,213,996
自立訓練（生活訓練）サービス	1,161,128
その他	1,647
顧客との契約から生じる収益	6,376,772
その他収益	—
外部顧客への売上高	6,376,772

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① 契約及び履行義務に関する情報

当社は、障害者総合支援法に基づく、就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス及び自立訓練（生活訓練）サービスの提供を行っております。顧客へのサービス提供時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

② 取引価格の算定及び履行義務への配分額の算定に関する情報

取引の対価は、履行義務充足後の支払いを要求しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から概ね2か月以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定については、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	795円10銭
(2) 1株当たりの当期純利益	153円84銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月20日

株式会社コルポート
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 陶江 徹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 堤 康

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コルポートの2024年7月1日から2025年6月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議議事録及び稟議書等の決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月20日

株式会社ココルポート 監査役会
常勤監査役 高 原 健 人 ㊞
社外監査役 鈴 木 知 幸 ㊞
社外監査役 神 谷 有 子 ㊞

以 上